点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	連結ソルベンシー・マージン規制の導入	府省名	金融庁
根拠となる法令	□法律　□政令　■府省令　■告示　□その他		
	保険業法施行規則、保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき、保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等		
規制の区分	■新設等　□緩和　□廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		□設定あり　■設定なし	①
ベースライン		■設定あり　□設定なし	
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	②
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　■負担なし　□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	③
代替案	代替案の設定	■設定あり　□想定される代替案なし　□設定なし	
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている　□廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	■費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　□比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	④

【課題の説明】

① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、適切な期間を明示する必要がある。

② 行政費用について、「連結ソルベンシー・マージン規制を当局職員に対して周知するための研修費用等の事務費用及び当該規制に対応するためのシステム対応費用等の負担が発生し、その後も継続的にこれらに対する維持費用が発生する」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、過去の実績等から、平均的なモデルとなる事務費用及びシステム対応費用を推計する方法が考えられる。

③ 費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、その関係の分析の結果を示していないが、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

④ レビューを行う時期又は条件について、「今後予定されている経済価値ベースでのソルベンシー評価の導入時に本規制も見直されることとなるため、その時に必要があれば行う」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。